



シリーズ

Pharmistrial～薬化材分野の特許想

第25回 クレーム表現の基礎知識

[ケミカル推進事業部]

今回は、「クレーム表現の基礎知識」と題して、クレームにおいて慎重に取り扱うべき表現や誤り易い表現を解説します。

1. 「からなる」と「含む／含有する」の区別

成分Aと成分Bとを含む組成物の表現としては、下記の表現①、②が挙げられます。

表現①

「成分Aと成分Bとを含む(含有する)、組成物」

<英訳> Composition comprising component A and component B.

表現②

「成分Aと成分Bからなる、組成物」

<英訳> Composition consisting of component A and component B.

表現①は、開放クレーム(Open claim)と呼ばれる表現形式であり、組成物が成分A及び成分Bの他に第三の成分を含む態様が包含されます。そのため、例えば、他社品が「成分A、成分B及び成分Cを含む組成物」である場合、当該組成物は、表現①に関する特許権に対して侵害であると判断されます。

一方、表現②は、閉鎖クレーム(Closed claim)と呼ばれる表現形式であり、原則、組成物が成分A及び成分Bのみを含む態様に限定され、第三の成分を含む態様が包含されないと解釈される傾向があります。そのため、例えば、他社品が「成分A、成分B及び成分Cを含む組成物」である場合、当該組成物は、表現②に関する特許権に対して非侵害であると判断される傾向があります。

この点、表現②の「からなる」について、日本においては「含む／含有する」の意味で使用・解釈されて第三の成分の存在が認められる場合もあり、表現の区別が必ずしも明瞭ではないようです。一方、米国等においては厳密に表現の区別がなされているため、外国出願のクレーム表現については特に注意が必要です。組成物が任意成分を含有し得ることが明細書に記載されているにも関わらず、“組成物が必須成分からなる”ことをクレームにおいて記載してしまうと、必須成分に加えて任意成分を含む組成物が権利範囲から除外されると判断され得ます。

なお、米国等において“Composition consisting essentially of component A and component B.”(本質的に

成分Aと成分Bからなる組成物)との表現が用いられることがあります。当該表現では、“成分A及び成分Bに加えて、発明の作用・効果に影響を与える要素の付加は認められないが、影響のない要素は含まれる”と判断される傾向があります。成分A及び成分Bに加えて成分Cを含む組成物については、上記表現に関する特許権に対して、成分Cが発明の作用・効果に影響を与える場合には非侵害と判断され、影響を与えるものではない場合には侵害と判断されます。発明の作用・効果に影響を与えるか否かが争点になることを避ける観点では、成分Cの存在を許容し得る表現「含む／含有する」を採用することが望ましいようです。

2. 並列表現・択一表現

段階的に語句を並列する場合、大きな意味の連結に「並びに」を使用し、小さな意味の連結に「及び」を使用します。例えば、「メタン及びエタン、並びに、メタノール及びエタノール」と表現します。

択一的な関係にある語句については、段階的に語句を記載する場合、大きな意味の連結に「又は」を使用し、小さな意味の連結に「若しくは」を使用します。例えば、「直鎖若しくは分岐鎖のアルキル基、又は、直鎖若しくは分岐鎖のアルケニル基」と表現します。

「及び」と「又は」は「及び／又は」との表現で使用されるものですが、「及び」は、小さな意味の連結に使用され、「又は」は、大きな意味の連結に使用される点で異なりますので注意が必要です。

3. マーカッシュ形式の表現

マーカッシュ形式の表現としては、「成分A、成分B及び成分Cからなる群より選ばれる少なくとも一種の成分」等の表現が挙げられます。“少なくとも一種”が欠落して「成分A、成分B及び成分Cからなる群より選ばれる成分」と表記した場合には、複数成分の併用態様が包含され得るか否かが明確でないため、“少なくとも一種”等のように併用態様を包含し得ることが明確な表現を採用することが望ましいようです。

なお、マーカッシュ形式では、列挙された全ての成分により“群”が形成されるため、“成分A、成分B及び成分Cからなる群”との表現が適切であり、“成分A、成分B又は成分Cからなる群”との表現は適切ではありません。

以上

(ケミカル推進事業部窓口：弁理士・古下智也)